

川崎市石川記念武道館 利用料金改定のお知らせ

1. 改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保と令和元年11月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

2. 改定対象

- 施設専用利用料（柔道場・剣道場）
- 個人利用料（スポーツデー）

3. 改定日

令和5年4月1日(土)

＝経過措置＝

令和5年3月31日までに利用の手続きをした場合、実際の利用日が4月1日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

4. 改定例

	旧料金(令和5年3月31日申請分まで)	新料金(令和5年4月1日申請分から)
施設専用利用料 (例: 柔道場 入場料徴収なし 午前区分利用)	1,760円	1,930円
個人利用料 (例: スポーツデー)	220円	240円

※令和5年3月31日までに利用の手続きをしたものについては、令和5年4月1日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。

川崎市石川記念武道館 館長